

長野県告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称
中野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
中野都市計画下水道事業 中野市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年1月17日から
平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

生活排水課

長野県告示第84号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市戸隠字池之谷1998、2003の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第85号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
松本市五常字井刈沢7920、10144、10146、字倉掛峯三角10123、10124、字松尾10132のロ、10132のハ、10132のホ、10132のヘ、10132のト、10132のチ、10132のリ、10132のヌ、字袖10142
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字井刈沢10144・字松尾10132のチ・10132のリ（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第86号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
須坂市大字日滝字天狗岩5116から5118まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第87号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
駒ヶ根市中沢7661・7663のチ・7665のイ・7667のイ・7668のイ
(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、7649
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第88号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町読書31、32
- 2 指定の目的
水源の涵養かん
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第89号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
東筑摩郡生坂村5015から5017まで、5022のロ、5025、7043、7210の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第90号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
長野市（次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第91号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
須坂市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
須坂市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第92号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南木曾町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第93号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木曾町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木曾町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第94号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡木祖村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木祖村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第95号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
木曾郡大桑村(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大桑村(次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第96号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

長野県告示第98号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曾建設事務所及び上松町役場に備え置きます。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

Table with 7 columns: 区域名, 区域の範囲, 市町村名, 大字又は町名, 字, 地番, 標柱番号. Row 1: 上の山(追加), 右に掲げる地番の土地に存する標柱15号と16号を結んだ線、標柱16号と平成12年長野県告示第469号で指定した上の山急傾斜地崩壊危険区域の標柱9号を結んだ線、標柱9号と昭和44年長野県告示第688号で指定した上の山急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号を結んだ線、標柱2号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱2号と標柱15号を結んだ線に囲まれた区域。 木曾郡上松町, 本町通り二丁目, 111番3地先道路敷 107番2, 15号 16号

砂防課

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町(次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第97号

御代田町長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成29年3月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(水準測量)
2 作業期間
平成29年1月23日から平成29年2月15日まで
3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月2日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 塩名田佐久線
- 3 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---------------------------------------|-----|---------------|--------------|
| 佐久市塚原2218番の2地先から 佐久市根々井1268番の1地先まで | 旧 | m 4.5~33.3 | km 1.5652 |
| 同 上 | 新 | 5.5~33.8 | 1.8736 |

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月2日

長野県須坂建設事務所長 中田英郎

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 須坂中野線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 上高井郡高山村大字高井字返畠 2906番の3地先から 上高井郡高山村大字高井字返畠 2895番の4地先まで | 旧 | m 7.4~7.7 | km 0.0400 |
| 同 上 | 新 | 9.2~9.2 | 0.0400 |

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 大前須坂線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 上高井郡高山村大字牧字源内2657 番の9地先から 上高井郡高山村大字牧字源内2657 番の9地先まで | 旧 | m 4.0~7.1 | km 0.0433 |
| 同 上 | 新 | 5.0~7.1 | 0.0433 |

- 3 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 新田春木線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 須坂市大字小河原字別府組沖2458 番の2地先から 須坂市大字小河原字別府組沖2402 番の1地先まで | 旧 | m 5.0~5.2 | km 0.1589 |
| 同 上 | 新 | 10.0~11.4 | 0.1589 |

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 中野小布施線
- (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 上高井郡小布施町大字小布施字 上原851番の13地先から 上高井郡小布施町大字小布施字上 原854番の85地先まで | 旧 | m 7.1~9.0 | km 0.1240 |
| 同 上 | 新 | 9.8~10.2 | 0.1240 |

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成29年3月16日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月2日

長野県須坂建設事務所長 中田英郎

- 1 (1) 路線名 須坂中野線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字高井字返畠2906番の3地先から
上高井郡高山村大字高井字返畠2895番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年3月2日
- 2 (1) 路線名 大前須坂線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の9地先から
上高井郡高山村大字牧字源内2657番の9地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年3月2日
- 3 (1) 路線名 新田春木線
- (2) 供用を開始する区間
須坂市大字小河原字別府組沖2458番の2地先から
須坂市大字小河原字別府組沖2402番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成29年3月2日
- 4 (1) 路線名 中野小布施線
- (2) 供用を開始する区間
上高井郡小布施町大字小布施字上原851番の13地先から
上高井郡小布施町大字小布施字上原854番の85地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成29年3月2日

道路管理課

選告示第11号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による平成27年分の政治団体の収支に関する報告書について、望月義寿後援会から次のとおり訂正の報告がありました。

平成29年3月2日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

別冊の望月義寿後援会中

| | |
|---------|-----------|
| 「1 収入総額 | 2,254,215 |
| 前年繰越額 | 540,471 |
| 本年收入額 | 1,713,744 |
| 2 支出総額 | 975,464」 |
| を | |
| 「1 収入総額 | 924,215 |
| 前年繰越額 | 540,471 |
| 本年收入額 | 383,744 |
| 2 支出総額 | 652,316」 |

に、

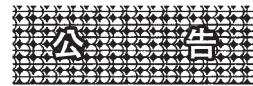
| | |
|------------------|-------------|
| 「 寄附 | 1,300,000 |
| 個人分 | 1,200,000 |
| 政治団体分 | 100,000 |
| その他の収入 | 30,244 |
| 一件10万円未満のもの | 30,244 |
| 4 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 975,464 |
| 組織活動費 | 346,796 |
| 選挙関係費 | 628,668 |
| 5 寄附の内訳 | |
| 〔個人分〕 | |
| 望月 義 寿 | 495,000 長野市 |
| 宮 坂 洋 道 | 100,000 千曲市 |
| 年間5万円以下のもの | 605,000 |
| 〔政治団体分〕 | |
| 民主党長野県参議院選挙区第一支部 | 100,000 長野市 |

を

| | |
|-------------|----------|
| 「 その他の収入 | 244 |
| 一件10万円未満のもの | 244 |
| 4 支出の内訳 | |
| 政治活動費 | 652,316 |
| 組織活動費 | 346,796 |
| 選挙関係費 | 305,520」 |

に改める。

選挙管理委員会



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成29年3月2日

長野県知事 阿 部 守 一

- 落札に係る調達産品等の種類及び数量
工業技術総合センター以下12施設で使用する電気
予定契約電力 1,330kW 予定使用電力量 3,574,000kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県産業労働部産業政策課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
平成29年1月23日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 丸紅新電力株式会社
(2) 所在地 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- 落札金額
65,900,208円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成28年12月8日

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年3月2日

長野県長野地方事務所長 塩 谷 幸 隆

- 許可番号
平成28年10月6日 長野県長野地方事務所指令28長地建第17-10号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市墨坂南三丁目1407-1、1407-3
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂16番地 田 子 博 保

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年3月2日

長野県長野地方事務所長 塩 谷 幸 隆

- 許可番号
平成28年12月9日 長野県長野地方事務所指令28長地建第17-15号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字小山字蒔田2515-1、2515-2、2517-24、2517-25、2517-26
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字幸高216番地
有限会社イワサキホーム 代表取締役 岩 崎 雄 一
長野市大字鶴賀1605番地14
株式会社高見澤 代表取締役 高見澤 秀 茂

都市・まちづくり課